

○経済産業省告示第 号

令和元年経済産業省告示第百七号（輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件）は、廃止する。

令和三年 月 日

経済産業大臣 名

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

「輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）

| 改正後  | 現 行   |
|--|---|
| <p>1～6 （略）</p> <p>7 その他の記載事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「Ⅲの輸入の承認」欄には、当該事項を次により記載すること。</p> <p>イ ※承認番号<br/>「承認番号」欄には、承認番号を次の例により記載すること。</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) 本省において承認を行う場合<br/>(例) I L（輸入承認が行われる西暦年数の末尾の数字－輸入制度別の記号）<br/>承認課・室記号－承認順位番号<br/>(注)「輸入制度別の記号」は「承認のうち、輸入割当品目のみ「I Q」と記載するものとする。<br/>「承認課・室記号」は別表によること。<br/>「承認順位番号」は、貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する00001から始まる五桁の一連番号（<u>輸入割当品目のうち、特殊事由により無償で輸入する貨物の輸入割当て（特殊輸入割当て）については、一連番号の前に「S」を付ける。</u>）を記入し、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課及び貿易経済協力局貿易管理部<u>野生動植物審査室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する000001から始まる六桁の一連番号を記入すること。</p> <p>(以下略)</p> | <p>1～6 （略）</p> <p>7 その他の記載事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「Ⅲの輸入の承認」欄には、当該事項を次により記載すること。</p> <p>イ ※承認番号<br/>「承認番号」欄には、承認番号を次の例により記載すること。</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ロ) 本省において承認を行う場合<br/>(例) I L（輸入承認が行われる西暦年数の末尾の数字－輸入制度別の記号）<br/>承認課・室記号－承認順位番号<br/>(注)「輸入制度別の記号」は「承認のうち、輸入割当品目のみ「I Q」と記載するものとする。<br/>「承認課・室記号」は別表によること。<br/>「承認順位番号」は、貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課農水産室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する00001から始まる五桁の一連番号を記入し、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課及び貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課野生動植物審査室</u>において承認を行う場合は、暦年をもって更新する000001から始まる六桁の一連番号を記入すること。</p> <p>(以下略)</p> |

「輸入承認の内容変更について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）

| 改正後   | 現 行   |
|---|---|
| <p><u>書面申請手続</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済産業大臣が承認した輸入承認証(上記(1)に掲げる場合を除く。)の内容変更</p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先<br/>当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室<u>又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(削る)</p> | <p><u>1 書面申請手続</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経済産業大臣が承認した輸入承認証(上記(1)に掲げる場合を除く。)<u>又は税関長が承認した輸入承認証の内容変更</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先<br/>当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局又は税関</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>2 上記1に定める場合のほか、誤記等による軽微な訂正又は加除については、経済産業局又は沖縄総合事務局において適宜訂正又は加除をして差し支えない。この場合には、誤記等による訂正又は加除であることを確認の上、変更箇所</u>に訂正印を押印するものとする。</p> |

「輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）

| 改正後  | 現 行   |
|--|---|
| <p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸入承認の有効期間延長申請の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室</u></p> <p>上記イ以外の延長申請期間の場合（最長で承認できる期間は6月まで）。</p> <p>(注1) <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室</u>は、当該課室が輸入承認を行ったものに限る。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸入承認の有効期間延長申請の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 提出先</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室又は経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）</u></p> <p>上記イ以外の延長申請期間の場合（最長で承認できる期間は6月まで）。</p> <p>(注1) <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室</u>は、当該課室が輸入承認を行ったものに限る。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>3 (略)</p> |

「輸入承認証の分割について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の分割について（平成19年7月12日付け輸入注意事項19第30号）

| 改正後   | 現 行   |
|---|---|
| <p>1 書面申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>輸入承認証の分割の申請の受け付けは、当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u>（以下「担当課」という。）</p> <p>2 (略)</p> | <p>1 書面申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出先</p> <p>輸入承認証の分割の申請の受け付けは、当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課<u>農水産室、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室又は経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に関し、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）若しくは沖縄総合事務局の担当課</u>（以下「担当課」という。）</p> <p>2 (略)</p> |

「輸入承認証の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号）

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p>1 (略)</p> <p>2 提出先<br/>当該輸入承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 輸入承認証の再交付<br/>申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室又は貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告した後（税関を除く。）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。<br/>また、再交付を受けた輸入承認証は経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。</p> | <p>1 (略)</p> <p>2 提出先<br/>当該輸入承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局（関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限る、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。）以下同じ。）若しくは沖縄総合事務局又は税関</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 輸入承認証の再交付<br/>申請を受けた貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、貿易経済協力局貿易管理部農水産室、<u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室若しくは経済産業局若しくは沖縄総合事務局又は税関</u>は、再交付の輸入承認申請書が保存されているコピーと相違ないことを確認の上、再交付することが適当と認めるときは、旧輸入承認証を無効とすること及び輸入承認証を再交付する旨を経済産業公報及び通商弘報に公告した後（税関を除く。）、「再交付」の旨を朱記表示して輸入承認証を再交付する。<br/>また、再交付を受けた輸入承認証は経済産業公報又は通商弘報のいずれかに掲載された日から有効とする。</p> |

「輸入割当事務処理要領について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当事務処理要領について（平成7年12月12日付け7貿易第610号）

| 改正後  | 現 行  |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
|--|--|-----|-----|--|--------------------------|--|---|-----------|-----|-----|--|--|--|
| <p>第1 通 則<br/>1・2 (略)<br/>3 割当担当課<br/>申請書の受理及び輸入割当ては、次の表の右欄に掲げる品目につき、同表の左欄に掲げる割当担当課で行うものとし、当該品目以外の品目の割当担当課は必要に応じ輸入発表等で定める。</p>   | <p>第1 通 則<br/>1・2 (略)<br/>3 割当担当課<br/>申請書の受理及び輸入割当ては、次の表の右欄に掲げる品目につき、同表の左欄に掲げる割当担当課で行うものとし、当該品目以外の品目の割当担当課は必要に応じ輸入発表等で定める。</p>   |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="51 598 333 638">割 当 担 当 課</th> <th data-bbox="338 598 1081 638">品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="51 641 333 681">(略)</td> <td data-bbox="338 641 1081 681"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="51 684 333 1067">貿易経済協力局貿易管理部<u>農水産室</u></td> <td data-bbox="338 684 1081 1067">ぶり・さんま、<u>貝柱及び煮干し</u>、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん(太平洋種を除く。)、にしん(令和2年9月7日付け輸入発表第10号(令和2年度「にしん」の輸入割当てについて)により、太平洋種にしん及びにしん(太平洋種にしんを除く。))を統合したものをいう。)、<u>すけそうだら</u>、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再編入する貨物(農林畜水産物等に関するものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table> | 割 当 担 当 課  | 品 目 | (略) |  | 貿易経済協力局貿易管理部 <u>農水産室</u> | ぶり・さんま、 <u>貝柱及び煮干し</u> 、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん(太平洋種を除く。)、にしん(令和2年9月7日付け輸入発表第10号(令和2年度「にしん」の輸入割当てについて)により、太平洋種にしん及びにしん(太平洋種にしんを除く。))を統合したものをいう。)、 <u>すけそうだら</u> 、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再編入する貨物(農林畜水産物等に関するものに限る。) | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1113 598 1395 638">割 当 担 当 課</th> <th data-bbox="1400 598 2143 638">品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1113 641 1395 681">(略)</td> <td data-bbox="1400 641 2143 681"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 684 1395 1067">貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課</u><br/><u>農水産室</u></td> <td data-bbox="1400 684 2143 1067">ぶり・さんま、<u>貝柱及び煮干し</u>、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん(太平洋種を除く。)、にしん(令和2年9月7日付け輸入発表第10号(令和2年度「にしん」の輸入割当てについて)により、太平洋種にしん及びにしん(太平洋種にしんを除く。))を統合したものをいう。)、<u>すけとうだら</u>、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再編入する貨物(農林畜水産物等に関するものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table> | 割 当 担 当 課 | 品 目 | (略) |  | 貿易経済協力局貿易管理部 <u>貿易審査課</u><br><u>農水産室</u> | ぶり・さんま、 <u>貝柱及び煮干し</u> 、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん(太平洋種を除く。)、にしん(令和2年9月7日付け輸入発表第10号(令和2年度「にしん」の輸入割当てについて)により、太平洋種にしん及びにしん(太平洋種にしんを除く。))を統合したものをいう。)、 <u>すけとうだら</u> 、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再編入する貨物(農林畜水産物等に関するものに限る。) |
| 割 当 担 当 課  | 品 目  |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
| (略)  |  |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
| 貿易経済協力局貿易管理部 <u>農水産室</u>   | ぶり・さんま、 <u>貝柱及び煮干し</u> 、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん(太平洋種を除く。)、にしん(令和2年9月7日付け輸入発表第10号(令和2年度「にしん」の輸入割当てについて)により、太平洋種にしん及びにしん(太平洋種にしんを除く。))を統合したものをいう。)、 <u>すけそうだら</u> 、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再編入する貨物(農林畜水産物等に関するものに限る。) |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
| 割 当 担 当 課  | 品 目  |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
| (略)  |  |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
| 貿易経済協力局貿易管理部 <u>貿易審査課</u><br><u>農水産室</u>   | ぶり・さんま、 <u>貝柱及び煮干し</u> 、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん(太平洋種を除く。)、にしん(令和2年9月7日付け輸入発表第10号(令和2年度「にしん」の輸入割当てについて)により、太平洋種にしん及びにしん(太平洋種にしんを除く。))を統合したものをいう。)、 <u>すけとうだら</u> 、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しのあおり及びひとえぐさ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品(無糖の味付けのりを除く。)、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再編入する貨物(農林畜水産物等に関するものに限る。) |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
| <p>4 (略)<br/>5 証明書の内容変更<br/>割当担当課は、輸入割当てを受けた者から証明書の内容変更の承認申請書を受理した場合において、その申請理由が、必要やむを得ないものと認められるときは、当該証明書の交付と同様の手続により証明書記載事項の変更を行うものとする。</p>  | <p>4 (略)<br/>5 証明書の内容変更<br/>割当担当課は、輸入割当てを受けた者から証明書の内容変更の承認申請書を受理した場合において、その申請理由が、必要やむを得ないものと認められるときは、<u>貿易審査課と協議の上、当該証明書の交付と同様の手続により証明書記載事項の変更を行うものとする。ただし、変更理由が軽易なものであるときは、割当担当課限りで変更することができる。</u></p>  |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |
| <p>6 (略)<br/>第2 輸入割当品目に関する事項</p>   | <p>6 (略)<br/>第2 輸入割当品目に関する事項</p>   |     |     |  |                          |  |   |           |     |     |  |  |  |

1 (略)

2 輸入割当手続

(1) 割当担当課は、輸入割当ての案を作成し、割当担当課の課室長まで決裁を得るものとする。

(2)・(3) (略)

1 (略)

2 輸入割当手続

(1) 割当担当課は、輸入割当ての案を作成し、割当担当課の課室長まで決済を得るものとする。

(2)・(3) (略)

「輸入割当証明書の記載要領について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当証明書の記載要領について（平成 7 年 1 月 22 日付け 7 貿局第 6 1 1 号）

| 改 正 後  | 現 行  |
|--|--|
| <p>1 総 則</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訂正を要する場合は、訂正箇所を担当課（室）の外為法専用訂正印を押印すること。申請欄の記載事項中各則の(4)の(ロ)により拘束すべき事項に係る訂正箇所についても同様とする。</p> <p>2 各 則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「証明書番号」欄には、次の①～④の項目順に記載するものとし、各項目毎に「-」でつなぐこととする。</p> <p>① 商品別符号（注1）</p> <p>② (割当担当課（室）記号（注2）)</p> <p>③ 輸入割当てが行われる年度の西暦下2桁</p> <p>④ 輸入割当てが行われる年度の一連番号</p> <p>(例)            ①                    ②                    ③                    ④</p> <p style="padding-left: 40px;">HFC - (AB) - 19 - 123</p> <p style="padding-left: 40px;">                                                                    </p> <p style="padding-left: 40px;">HFC   貿易経済協力局 年度の西暦 一連番号</p> <p style="padding-left: 80px;">貿易管理部            下2桁</p> <p style="padding-left: 80px;">貿易審査課</p> <p>(注) 1 「商品別符号」は、別表第1によること。</p> <p>2 「割当担当課（室）記号」は、別表第2によること</p> <p><u>3 特殊事由により無償で輸入する貨物の輸入割当て（特殊輸入割</u></p> | <p>1 総 則</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訂正を要する場合は、訂正箇所を担当課（室）の外為法専用訂正印を押印すること。申請欄の記載事項中各則の(4)の(ロ)により拘束すべき事項に係る訂正箇所についても同様とする。</p> <p style="text-decoration: underline;">輸入割当品目に係る証明書の「割当数量及び単位（割当額）」欄の訂正箇所には、貿易審査課（経済産業局及び沖縄総合事務局においては、経済産業局長及び沖縄総合事務局長が定める輸入割当残高の確認事務を担当する課）の外為法専用訂正印を合せて押印すること。</p> <p>2 各 則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「証明書番号」欄には、次の①～④の項目順に記載するものとし、各項目毎に「-」でつなぐこととする。</p> <p>① 商品別符号（注1）</p> <p>② (割当担当課（室）記号（注2）)</p> <p>③ 輸入割当てが行われる年度の西暦下2桁</p> <p>④ 輸入割当てが行われる年度の一連番号</p> <p>(例)            ①                    ②                    ③                    ④</p> <p style="padding-left: 40px;">HFC - (AB) - 19 - 123</p> <p style="padding-left: 40px;">                                                                    </p> <p style="padding-left: 40px;">HFC   貿易経済協力局 年度の西暦 一連番号</p> <p style="padding-left: 80px;">貿易管理部            下2桁</p> <p style="padding-left: 80px;">貿易審査課</p> <p>(注) 1 「商品別符号」は、別表第1によること。</p> <p>2 「割当担当課（室）記号」は、別表第2によること</p> <p>(新設)</p> |

当て) については、「一連番号」の前に「S」を付けること。

(3)～(6) (略)

別表第1

|     | 商 品 名                       | 商品別符号     |
|-----|-----------------------------|-----------|
| 水産物 | (略)<br><u>すけそうだら</u><br>(略) | <u>AP</u> |

別表第2

| 割当担当課<br>(室) 記号 | 割当て担当局課室                    | (略) |
|-----------------|-----------------------------|-----|
| (略)             |                             |     |
| AE              | 貿易経済協力局貿易管理部<br><u>農水産室</u> |     |
| (略)             |                             |     |

(3)～(6) (略)

別表第1

|     | 商 品 名                       | 商品別符号      |
|-----|-----------------------------|------------|
| 水産物 | (略)<br><u>すけとうだら</u><br>(略) | <u>PAP</u> |

別表第2

| 割当担当課<br>(室) 記号 | 割当て担当局課室                         | (略) |
|-----------------|----------------------------------|-----|
| (略)             |                                  |     |
| AE              | 貿易経済協力局貿易管理部<br><u>貿易審査課農水産室</u> |     |
| (略)             |                                  |     |

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>1～18（略）</p> <p>19 電子申請の対象外手続<br/>以下の手続については、電子申請の対象外とする。</p> <p>(1)～(4)（略）<br/>(削る)</p> <p><u>(5)～(8)</u>（略）</p> | <p>1～18（略）</p> <p>19 電子申請の対象外手続<br/>以下の手続については、電子申請の対象外とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 輸入令第9条第1項の規定による輸入割当申請のうち、輸入発表において電子申請の対象外としているもの</u></p> <p><u>(6)～(9)</u>（略）</p> |